

令和6年度入札契約制度の改正について

令和5年6月15日

1 岡山市工事成績評定活用基準の見直し

本市では、岡山市優良工事施工業者表彰制度を通じて、建設工事を施工する事業者の施工意欲と建設技術の向上がなされることを期待しています。

この制度の促進のため、岡山市工事成績評定活用基準における表彰推薦の対象者を各部門の工事成績評定点の上位5%以内に該当する工事の施工業者に拡大します。ただし、工事成績評定点が該当部門の工事成績評定点の平均点に5点を加えた点以上でなければ、対象者としません。

実施は令和6年4月からとします。(対象工事は、令和5年4月以降に検査を終了した工事となります。)

なお、優遇措置についての変更はありません。

2 総合評価一般競争入札の評価項目の見直し

岡山市工事成績評定活用基準の見直しにあわせ、総合評価一般競争入札の評価項目(過去5年間の岡山市における優良工事施工業者表彰の有無による加点)を以下のとおり見直します。

過去3年間の岡山市における優良工事施工業者表彰の回数による加点

- ・ 2回以上…1.0点
- ・ 1回………0.5点
- ・ 0回………0点

※同一年に複数の表彰決定がなされた場合においても、回数は1回とします。

※直近の表彰後に優遇措置の終了事項に該当した場合は加点を行わず、終了事項以前の表彰回数も含めないこととします。

実施は令和6年4月1日以降に開札する総合評価一般競争入札を対象とします。

なお、令和元年度から令和5年度までの表彰者については、以下のとおりの経過措置を行います。

- ・ 令和6年度以降の経過措置中は上記評価項目の見直しを適用せず、1点を加点します。
- ・ 直近の表彰後に優遇措置の終了事項に該当した場合は加点を行わず、経過措置も終了とします。
 - >令和5年度表彰者…令和10年度末までの経過措置
 - >令和4年度表彰者…令和9年度末までの経過措置
 - >令和3年度表彰者…令和8年度末までの経過措置
 - >令和2年度表彰者…令和7年度末までの経過措置
 - >令和元年度表彰者…令和6年度末までの経過措置

岡山市財政局財務部契約課

TEL(086)803-1195 FAX(086)803-1736

E-mail:keiyaku@city.okayama.lg.jp